

## 第2章 イギリス

(参考) 1ポンド=135.63円 (2010年期中平均)

### 1 概観

イギリスにおける失業者に対する給付制度は、労働者互助組織である友愛組織の伝統のもと、1911年の国民保険制度の導入に伴い創設された失業給付 (Unemployment Benefit) がその基礎となっている。当初、造船業、エンジニアリング、建設業など一部の業種の労働者に対象が限定されていたこの制度は、適用範囲が順次拡大され、第2次世界大戦中に出された「ベバリッジ報告」を基礎として改正された1948年の国民保険制度において、労働者全般に適用されるに至った。

「ゆりかごから墓場まで」といわれた社会保障制度が整備される一方で、1970年代以降の経済停滞により失業が増大し、その後はサッチャー政権による市場原理優先の政策もあって失業率は増加傾向を続けた。サッチャー政権の福祉に対する厳しい姿勢にもかかわらず、失業給付や公的扶助で生活する者も増加した。

このような状況を受け、保守党政府は1996年に、新たな失業者向け給付制度として求職者給付 (Jobseeker's Allowance) を導入し、異なる条件で運用されていた失業給付と失業者向け所得補助の二制度を統合した。具体的には、①支給期間の上限の12か月から6か月への短縮、②25歳未満向けの額の新設、③求職者協定の締結の義務化等の制度改革が行われた。

1997年に「第三の道」を追求する労働党のブレア党首が首相となってからは、「福祉から就労へ (Welfare to Work)」を目標に、「ニューディール」と呼ばれる種々の就労促進政策が進められ、就職困難者に対して職業訓練や就労体験の機会の提供を行うことにより、生涯を通じた雇用の保障を図ることとされた。しかしながら、失業率は2004年には4.8%まで改善したものの、その後は上昇を続け、特に2008年秋の金融危機の影響を受けた2009年には7%を超え、2010年第1四半期の8.0%をピークに依然として高止まりしている。

このような状況の中、2007年にブレア首相を引き継いだブラウン首相は、2008年に、雇用・支援給付 (Employment and Support Allowance) を創設し、疾

病や障害を理由として就労が困難な者について、家庭医 (GP) による就労不能診断の判断に加えて、ジョブセンター・プラスにより就労能力評価をすることとした。この結果、就労可能性があるとされた者については、就労に向け、ジョブセンター・プラスの支援を受けることが求められるようになった。また、2009年12月には、低所得者に対する公的扶助制度の中心として重要な役割を果たしていた所得補助 (Income Support) を廃止し、従前の所得補助受給者については求職者給付又は雇用・支援給付のいずれかに移行させるとともに、ジョブセンター・プラスに来所しない者については給付制限を行うこと等を内容とした福祉改革法 (Welfare Reform Act) が成立したが、2010年10月現在、同法の施行期日を決める法令については未公布である。

このように、イギリスでは、貧困克服及び求職者の社会参加を促すため、働くことができる人については少しでも働いてもらうということを前提に、求職者給付等の受給者には手厚い就労支援を行う一方で、受給者にはこれに参加する義務を強化するという方向で種々の制度改革を行ってきているところである。

なお、2010年5月に行われた総選挙の結果、13年ぶりに行われた政権交代によって成立した保守党及び自由民主党による連立政権は、さらに、就労世代に関係する控除及び給付を統合し、働くよりも福祉給付を受給していた方が有利となる現行制度を廃止することを内容とする「普遍的給付制度 (Universal Credit)」を2013年度より導入することを発表した。普遍的給付制度では、受給に当たって、ジョブセンター・プラスから求められる活動を行わない場合には、特に悪質な場合には最長で3年間求職者給付の支給が停止される等の経済的制裁措置が課されることとなっており (現在は最長26週間)、今後イギリスは、失業者の就労努力に向けた義務をさらに強化していくことが見込まれていることに留意が必要である。

## 2 失業等の状況

### (1) 失業率の推移

〈表1-3-1〉失業率の推移

	全体 (%)						
	男女別		年齢別				
	男性	女性	16-17歳	18-24歳	25-49歳	50歳以上	
2000年	5.4	5.9	4.9	20.3	10.6	4.3	3.9
2001年	5.1	5.6	4.4	19.0	10.4	4.1	3.2
2002年	5.2	5.8	4.5	20.0	10.4	4.1	3.3
2003年	5.0	5.6	4.4	20.9	10.6	3.9	3.1
2004年	4.8	5.1	4.3	21.4	10.4	3.6	2.8
2005年	4.8	5.3	4.3	22.8	11.0	3.5	2.8
2006年	5.4	5.8	5.0	24.6	12.2	4.2	3.0
2007年	5.3	5.6	5.0	26.9	12.1	3.9	3.0
2008年	5.7	6.2	5.1	26.1	13.2	4.3	3.2
2009年	7.7	8.6	6.4	31.9	17.2	6.1	4.5

資料出所 国家統計局 "Labour Force Survey"

### (2) 失業者数の推移

〈表1-3-2〉失業者数の推移

	全体 (千人)						
	男女別		年齢別				
	男性	女性	16-17歳	18-24歳	25-49歳	50歳以上	
2000年	1,587	943	644	168	388	764	267
2001年	1,489	896	593	157	386	723	223
2002年	1,528	920	609	166	395	728	240
2003年	1,489	899	590	172	403	684	229
2004年	1,424	836	588	175	409	630	210
2005年	1,466	862	603	179	439	632	216
2006年	1,672	968	704	182	505	749	236
2007年	1,652	944	708	197	506	706	242
2008年	1,780	1,051	730	185	558	776	262
2009年	2,394	1,465	929	200	715	1,107	372

資料出所 国家統計局 "Labour Force Survey"

### (3) 失業者の失業期間別構成比の推移

〈表1-3-3〉失業者の失業期間別構成比の推移

	全体 (%)				
	合計	失業期間			
		6か月以下	6か月超 12か月以下	12か月超	24ヶ月超
2000年	100.0	58.3	14.9	26.8	15.1
2001年	100.0	60.8	14.4	24.8	13.8
2002年	100.0	64.0	14.7	21.3	11.2
2003年	100.0	64.2	14.5	21.3	10.5
2004年	100.0	64.3	15.6	20.1	9.3
2005年	100.0	63.2	15.8	20.9	9.8
2006年	100.0	60.5	17.2	22.2	10.5
2007年	100.0	60.4	16.1	23.6	10.5
2008年	100.0	60.0	16.1	23.9	11.2
2009年	100.0	55.3	20.2	24.5	9.9

資料出所 国家統計局 "Labour Force Survey"

(注) 各年ごとの失業者数及び失業期間別失業者数を基に厚生労働省大臣官房国際課にて計算。

### (4) 失業給付等の受給者数の推移

3に記載の各制度(公表された統計があるもののみ)にかかる受給者数は以下のとおりである。(各制度の詳細については、3の各項目を参照のこと。)

〈表1-3-4〉求職者給付、住宅給付、地方税給付の受給者数の推移

	全体 (千人)					
	求職者給付(※1)				住宅給付 (※2)(※3)	地方税給付 (※2)(※4)
	全体	抛出处のみ	抛出处及び 所得調査制	所得調査 制のみ		
2000年	-	-	-	-	4033.3	4830.1
2001年	-	-	-	-	3874.4	4673.4
2002年	877.4	155.3	18.5	616.6	3812.6	4601.7
2003年	885.8	160.4	18.1	619.4	3796.4	4627.8
2004年	777.4	131.0	13.5	555.1	3879.4	4800.2
2005年	800.7	139.5	13.5	575.3	3956.8	4959.7
2006年	895.9	134.6	13.0	664.5	3990.0	5050.0
2007年	807.4	113.6	11.9	605.3	4031.8	5076.9
2008年	788.0	127.8	12.8	577.4	-	-
2009年	1443.0	341.8	34.6	940.0	4413.0	5440.1

資料出所 国家統計局 "Annual Abstract of Statistics"

(注) グレートブリテンにおける毎年5月の受給者数

(※1) 10.6表。なお、2001年以前は調査方法の改定により連続性がある数値が取れないため割愛。

(※2) 10.5表。なお、2008年に労働・年金省が集計方法を変更したことにより2008年の数字はない。

(※3) 住宅給付の数値には、延長給付に係るものは含まれない。

(※4) 地方税給付の数値には、第2成人減免による申請は含まれない。

〈表1-3-5〉児童税額控除の受給者数の推移

	児童税額控除(※5)(※6)
2003年	1,400
2004年	1,400
2005年	1,400
2006年	1,400
2007年	1,398
2008年	1,383
2009年	1,418
2010年	1,492

資料出所 歳入関税庁 "Child and Working Tax Credits Statistics-April 2010" Table1.1

(注) 2003年は7月、それ以外の年は4月の1ヶ月間の数値。

(※5) 不就労世帯で児童税額控除の対象となっている世帯数。なお、2006年4月までの数値は歳入関税庁による推計値。

(※6) 児童税額控除は2003年4月に導入された。

〈表1-3-6〉(参考)人口及び労働力人口

	人口		労働力人口
	16歳以上	男性16-64歳、 女性16-59歳	
2000年	46,194	35,834	29,070
2001年	46,502	36,086	29,200
2002年	46,786	36,304	29,450
2003年	47,086	36,514	29,676
2004年	47,448	36,773	29,909
2005年	47,871	37,089	30,240
2006年	48,280	37,365	30,699
2007年	48,694	37,564	30,878
2008年	49,084	37,737	31,221
2009年	49,468	37,922	31,372

資料出所 国家統計局 “Labour Force Survey”

### 3 失業等の場合における生活保障制度 ……………

イギリスにおける社会保障給付は、①全ての国民を対象とする国民保険<sup>1)</sup>を財源とする拠出制給付、②租税を財源とし、所得に関わりなく支給される非拠出制給付及び③租税を財源とし、低所得者を対象としてミーンズテスト（資力調査）に合格した者に対して支給される非拠出制の所得関連給付に大別される。このうち、失業者を対象としたものとしては、拠出制給付である拠出制求職者給付（Contribution-based Jobseeker's Allowance）、非拠出制所得関連給付である所得調査制求職者給付（Income-based Jobseekers Allowance）、住宅給付（Housing Benefit）、地方税給付（Council Tax Benefit）・第2成人減免（Second Adult Rebate）、児童税額控除（Child Tax Credit）が挙げられる。それぞれの制度の概要は以下の通り。<sup>2)</sup>

#### (1) 拠出制求職者給付（Contribution-based Jobseeker's Allowance）

##### a 制度の概要

過去2年間に十分な国民保険の保険料を支払っていた者が失業した際に支給される制度である。

なお、就職先の選択、職業訓練、就職先の確保又は雇用の維持につながるとジョブセンター・プラスが判断する週16時間以上のフルタイム活動に参加することとなった場合は、求職者給付の給付が停止され、求職者給付と同額の訓練手当（Training Allowance）を受給することとなる。

##### b 根拠法令

1995年求職者給付法（Jobseeker's Act 1995）である。

##### c 管理運営主体

労働・年金省（Department for Work and Pensions）が管理運営する。給付に係る申請は同省のホームページ上のオンラインサービスを利用するか同省所管のジョブセンター・プラスで行い、給付は銀行又は住宅金融組合（Building Society）の口座に直接振り込まれる。

##### d 財源

原則として労使の負担する国民保険料が財源であるが、財源が不足した場合には国庫負担がある。被用者は、週当たり110ポンドを超え844ポンドまでの所得がある場合には、110ポンドを超える部分につき11%の保険料を支払い、844ポンドを超える場合には、超える部分につき1%の保険料を更に支払う。使用者は、被用者の週当たり所得の110ポンドを超える部分につき12.8%の保険料を支払う。

##### e 制度の対象者

対象者は、原則として18歳以上で年金支給開始年齢（2010年6月現在男性は65歳、女性は60歳である。<sup>3)</sup>）未満の求職者であって、イギリスに居住している失業者である（公務員であった者を含む。）。なお、16歳及び17歳の者については例外がある。

■ 1) イギリスにおける社会保険制度は、年金、雇用関連給付も含めた全国民を対象とした社会保険制度（国民保険（National Insurance））に一元化されている。

■ 2) なお、2010年5月に成立した保守党及び自民党の連立政権は、今後、財政赤字を軽減するための負担を誰もが平等に負担する仕組みとするため、税及び給付の枠組みを見直すこととしており、2010年11月には、就労世代に関係する控除及び給付を統合する普遍的給付制度（Universal Credit）を2013年度から導入する旨発表していることに留意が必要である。（2010年補正予算、白書「普遍的給付制度：機能する福祉（Universal Credit：Welfare That Works）」等参照。なお、普遍的給付制度については、176ページ定例報告第2章イギリス5(2)を参照のこと。）

■ 3) 年金支給年齢については、2010年10月に公表された2014年度までの省庁別歳出限度額や各年度管理歳出の詳細を設定する歳出見直し（Spending Review）において、前労働党政権下のスケジュールを前倒しし、2018年11月までに女性の年金支給開始年齢を65歳に引き上げるとともに、男女の年金支給開始年齢を66歳への引き上げ時期の2024年から2018年とすることが記載されている。

なお、年金クレジット (Pension Credit)<sup>4)</sup>のうちの保証クレジット (Guarantee Credit) の最低受給年齢に達した男性については、年金クレジットを申請することも可能である。

#### f 受給要件<sup>5)</sup>

- (a) 求職活動を積極的に行い、かつ直ちに就職し得ること
- (b) 職業に就いていないこと又は収入のある仕事に週平均16時間以上従事していないこと
- (c) 週40時間以上の就労を行うことができること
- (d) 求職者協定 (jobseeker's agreement)<sup>6)</sup>を締結していること
- (e) 現在フルタイムの教育を受けていないこと
- (f) 所得補助 (Income Support)<sup>7)</sup>を受けていないこと
- (g) 当該給付申請直前の2課税年度中、1年以上の十分な保険料の納付を行っていたこと

#### g 給付内容

##### (a) 給付額及び給付期間

給付額は、受給者の受給開始時の年齢により、16～24歳の者は週51.85ポンド、25歳以上の者は週65.45ポンドと定められている(2010年6月現在)。パートタイム労働による収入がある場合(単身者については週5ポンド、カップルの場合は週10ポンド、ひとり親、障害者、介護者については週20ポンドまでは考慮されない。)や週50ポンドを超える年金を受給している場合には、収入を得た分に相当する額が求職者給付の受給額から減額される。

給付期間は、最大182日(26週)である。

なお、抛出制求職者給付は受給者本人のみに対する給付であるが、就労時間が週24時間未満の配偶者等がいる場合や、本人に障害がある場合、本人が障害者を介護している場合、住宅費が必要な場合等には、抛出制求職者給付に加えて、所得調査制求職者給付(下記58ページ(2)参照のこと。)を受給できる場合がある。<sup>8)</sup>

##### (b) 制裁措置<sup>9)</sup>

抛出制求職者給付は、正当な理由なく以下の行為をした場合には、以下に記載の所定の期間停止される。(ただし、16歳及び17歳の者を除く。)

- ① 「復職に向けた会合 (Back to Work session)」に参加しなかった場合：1週間の給付停止
- ② 「復職に向けた会合」以外の求職者が従うべき義務に従わなかった場合：1回目は2週間の給付停止、その後12か月以内にさらに従わなかった場合には4週間の給付停止
- ③ 雇用プログラムや訓練施策への参加を拒否あるいは参加資格を失った場合：1回目は2週間の給付停止、12か月以内に2回目の行為があった場合は4週間の給付停止、さらに2回目の行為の後12か月以内に3回目の行為があった場合には26週間の給付停止
- ④ 紹介された職を自発的あるいは不正行為を行うことにより失った場合、紹介された職に就職しない場合、又は就職の機会をうまく利用しない場合には、審判官 (adjudication officer) の判断により1週間から26週間までの期間の給付停止

なお、行政事務の軽減のため、2010年4月より、義務的な約束や面談に欠席したがジョブセンター・プラ

■ 4) 年金クレジットの詳細については、286ページ定例報告第3章イギリス2(2)bを参照のこと。

■ 5) Jobseekers Act 1995 (c.18) § 1及び2参照。なお、(a)～(f)は、所得調査制求職者給付も含めた求職者給付共通の要件である。

■ 6) 求職者協定とは、求職活動計画についてまとめた契約であり、受給者とジョブセンター・プラスのパーソナル・アドバイザーとが署名する。正当な理由なく求職活動を拒否する等協定に違反した場合には、求職者給付の給付が停止される措置がある。(求職者給付の停止等の制裁措置の詳細については、57ページg(b)参照のこと。)

■ 7) 所得補助 (Income Support) は、16歳から年金クレジット対象年齢未満のひとり親、障害者・高齢者等の介護を行う者等を対象として、週当たりの労働時間が16時間未満かつ貯蓄額が1万6000ポンド以下の場合に適用される。1996年の所得調査制求職者給付の創設後も、低所得者に対する公的扶助制度の中心として重要な役割を果たしていたが、2008年の雇用・支援給付 (Employment and Support Allowance; 2008年10月27日以降新たに申請する、疾病や障害を理由として就労が困難な16歳以上年金支給開始年齢未満の者が対象。雇用・支援給付の受給に当たっては、家庭医 (GP) による就労不能診断の判断に加えて、ジョブセンター・プラスにより就労能力評価がなされ、就労可能性がある者については、就労に向け、ジョブセンター・プラスの支援を受けることが求められる。)の創設により受給対象者が限定され、2009年12月に成立した福祉改革法 (Welfare Reform Act) により、今後、所得補助受給者について求職者給付又は雇用・支援給付のいずれかに移行させる形で廃止されることとなった。

■ 8) Citizens Advice Bureauホームページ

([http://www.adviceguide.org.uk/index/your\\_money/benefits/benefits\\_for\\_people\\_looking\\_for\\_work.htm](http://www.adviceguide.org.uk/index/your_money/benefits/benefits_for_people_looking_for_work.htm)) より。

■ 9) Jobseeker's Act 1995 (c.18) § 19、Jobseeker's Allowance Regulations 1996 (SI 1996/207) § 69-75参照。

スに5日以内に連絡し、欠席したことに対する正当な理由について釈明した場合には、1回目の場合は1週間、2回目以降は2週間、拠出制求職者給付の支給が停止されるものの、拠出制求職者給付の受給申請が取り下げられることはなくなった。(それまでは、拠出制求職者給付の受給申請がいったん取り下げられ、受給者が再申請する必要があった。)

#### h 給付実績等

拠出制求職者給付の受給者数は37万6,400人\*である(2009年5月、グレート・ブリテン及び海外(北アイルランドを除く。))。

\*うち34万6,000人は所得調査制求職者給付を併給している者である。  
資料出所 国家統計局 "Annual Abstract of Statistics-2010 edition"<sup>10)</sup> 10.6 表

## (2) 所得調査制求職者給付 (Income-based Jobseeker's Allowance)

### a 制度の概要

ミーンズテスト(資力調査)に合格した低収入の失業者に対して支給される非拠出制の給付(所得関連給付)制度である。所得調査制求職者給付は、失業保険と公的扶助との中間的な性格を有しており、元々は所得補助<sup>11)</sup>制度の一部であったことから、両者の給付内容は現在でもおおむね共通である。国民保険を十分に支払っていない等により、拠出制求職者給付の受給ができない失業者がその主たる対象であるが、拠出制求職者給付を受給している場合であっても、就労時間が週24時間未満の配偶者等がいる場合や、本人に障害がある場合、本人が障害者を介護している場合、住宅費が必要な場合等には、拠出制求職者給付に加えて、所得調査制求職者給付を受給できる場合がある。<sup>12)</sup>

なお、就職先の選択、職業訓練、就職先の確保又は雇用の維持につながるとジョブセンター・プラスが判断する週16時間以上のフルタイム活動に参加すること

となった場合は、求職者給付の給付が停止され、求職者給付と同額の訓練手当(Training Allowance)を受給することとなる。

### b 根拠法令

1995年求職者給付法(Jobseekers Act 1995)である。

### c 管理運営主体

労働・年金省が管理運営する。給付に係る申請は同省のホームページ上のオンラインサービスを利用するか同省所管のジョブセンター・プラスで行い、給付は銀行又は住宅金融組合(Building Society)の口座に直接振り込まれる。

### d 財源

政府の一般財源である(全額国庫負担)。

### e 制度の対象者

対象者は、原則として18歳以上で年金支給開始年齢(2010年6月現在男性は65歳、女性は60歳である。<sup>13)</sup>)未満の求職者であって、イギリスに居住している失業者であって、低収入の者である(ただし、16歳及び17歳の者については例外がある)。

### f 受給要件<sup>14)</sup>

- (a) 求職活動を積極的に行い、かつ直ちに就職し得ること
- (b) 職業に就いていないこと又は収入のある仕事に週平均16時間以上従事していないこと
- (c) 週40時間以上の就労を行うことができること
- (d) 求職者協定(jobseeker's agreement)<sup>15)</sup>を締結していること
- (e) 現在フルタイムの教育を受けていないこと
- (f) 所得補助(Income Support)<sup>16)</sup>を受けていないこと

■ 10) 国家統計局ホームページ ([http://www.statistics.gov.uk/downloads/theme\\_compendia/AA2010/aa2010final.pdf](http://www.statistics.gov.uk/downloads/theme_compendia/AA2010/aa2010final.pdf)) 参照。

■ 11) 57ページ脚注7)参照のこと。

■ 12) 57ページ脚注8)参照のこと。

■ 13) 56ページ脚注3)参照のこと。

■ 14) Jobseekers Act 1995 (c.18) § 1 及び 3 参照。なお、(a)~(f)は、拠出制求職者給付も含めた求職者給付共通の要件である。

■ 15) 57ページ脚注6)参照のこと。

■ 16) 57ページ脚注7)参照のこと。

と

- (g) 所得補助又は所得調査制求職者給付を受けている家族がいないこと
- (h) 適用額 (applicable amount)<sup>17)</sup>を超えた収入がないこと
- (i) 資産が1万6千ポンド以下であること
- (j) 収入のある仕事に週24時間以上従事している配偶者等がないこと

## 8 給付内容

### (a) 給付額及び給付期間

給付額の算定は、適用額 (applicable amount) から受給者の収入を差し引いた額 (単身者については週5

〈表1-3-7〉 所得調査制求職者給付の最大給付額 (適用額)

(2010年、ポンド/週)

個人手当 (Personal Allowances)		
単身者	25歳未満	51.85
	25歳以上	65.45
1人親	18歳未満	51.85
	18歳以上	65.45
カップル	両者とも18歳未満	51.85
	両者とも18歳未満 (扶養する子がいる場合などの最高額)	78.30
	一人が18歳未満、一人が18～24歳	51.85
	一人が18歳未満、一人が25歳以上	65.45
両者とも18歳以上		102.75
20歳未満の扶養する子		57.57
加算金 (Premiums)		
家族加算		17.40
年金受給者加算	単身者	67.15
	カップル	99.65
障害者加算	単身者	28.00
	カップル	39.85
追加障害加算	単身者	13.65
	子供	21.00
	カップル	19.65
重度障害加算	単身者	53.65
	カップル (一人)	53.65
	カップル (両者とも)	107.30
障害児童加算		52.08
介護者加算		30.05

資料出所 労働・年金省資料<sup>18)</sup>を基に厚生労働省大臣官房国際課にて作成。

ポンド、カップルの場合は週10ポンド、ひとり親、障害者、介護者については週20ポンドまでは考慮されない。)が給付額となる。資産が6千ポンドを超える場合、6千ポンドを超える250ポンドごとに、収入額として1ポンドが加算される。

適用額は、世帯構成に応じた個人手当 (Personal Allowance) 及び各世帯の事情 (障害者、年金受給者がいる等) を要件とした加算金 (Premium) から構成されており、2010年における具体的な額は以下の表のとおりである。なお、単身者に対する個人手当の額は拠出制求職者給付と同額である。

給付期間については、所得調査により低所得であることが確認され、求職者要件を満たしていれば、年金支給開始年齢まで無制限である。

### (b) 制裁措置<sup>19)</sup>

所得調査制求職者給付は、正当な理由なく以下の行為をした場合には、以下に記載の所定の期間停止される。(ただし、16歳及び17歳の者を除く。)

- ① 「復職に向けた会合 (Back to Work session)」に参加しなかった場合：1週間の給付停止
- ② 「復職に向けた会合」以外の求職者が従うべき義務に従わなかった場合：1回目は2週間の給付停止、その後12か月以内にさらに従わなかった場合には4週間の給付停止
- ③ 雇用プログラムや訓練施策への参加を拒否あるいは参加資格を失った場合：1回目は2週間の給付停止、12か月以内に2回目の行為があった場合は4週間の給付停止、さらに2回目の行為の後12か月以内に3回目の行為があった場合には26週間の給付停止
- ④ 紹介された職を自発的にあるいは不正行為を行うことにより失った場合、紹介された職に就職しない場合、又は就職の機会をうまく利用しない場合

■ 17) イギリスでは、「1992年社会保障に関する拠出及び給付法 (Social Security Contribution and Benefits Act 1992)」に基づき、国の保障する最低限度の保障を示す基準である適用額 (applicable amount) が毎年4月に改定される。(労働・年金省ホームページ (<http://www.dwp.gov.uk/publications/specialist-guides/technical-guidance/rr2-a-guide-to-housing-benefit/working-it-out/applicable-amounts/>) 参照。) 所得調査制求職者給付の最大給付額はこの基準を下回ることも許されず、受給者の収入が適用額より多い場合には受給者の収入を差し引いた額が給付額となる。適用額の具体的な額については、本文中の59ページ3(2)g参照のこと。

■ 18) Housing Benefit and Council Tax Benefit Circular HB/CTB A2/2010 (<http://www.dwp.gov.uk/docs/a2-2010.pdf>) 参照。

■ 19) Jobseeker's Act 1995 (c.18) § 19、Jobseeker's Allowance Regulations 1996 (SI 1996/207) § 69-75参照。

には、審判官 (adjudication officer) の判断により  
1 週間から26週間までの期間の給付停止

なお、行政事務の軽減のため、2010年4月より、義務的な約束や面談に欠席したがジョブセンター・プラスに5日以内に連絡し、欠席したことに対する正当な理由について釈明した場合には、1回目の場合は1週間、2回目以降は2週間、所得調査制求職者給付の支給が停止されるものの、所得調査制求職者給付の受給申請が取り下げられることはなくなった。(それまでは、所得調査制求職者給付の受給申請がいったん取り下げられ、受給者が再申請する必要があった。)

### h 給付実績等

所得調査制求職者給付の受給者数は974万6,000人\*である(2009年5月、グレート・ブリテン及び海外(北アイルランドを除く。))。

\*うち34万6,000人は拋出制求職者給付を併給している者である。  
資料出所 国家統計局 "Annual Abstract of Statistics-2010 edition"<sup>20)</sup>  
10.6 表

## (3) 住宅給付 (Housing Benefit)

### a 制度の概要

住宅給付は、賃貸住宅に居住する低所得者に対して賃料の補助を行う制度である。

### b 根拠法令

1992年社会保障に関する拋出及び給付法 (Social Security Contributions and Benefits Act 1992) 及び1992年社会保障管理法 (Social Security Administration Act 1992) である。

### c 管理運営主体

各地方自治体が管理運営する。なお、申請については、求職者給付等の申請と併せて、ジョブセンター・

プラスにおいて行うこともできる。この場合には、ジョブセンター・プラスから自治体に申請内容が回付される。

### d 財源

国から地方自治体に対して交付される補助金及び地方自治体の一般財源である。

### e 制度の対象者

対象者は、賃貸住宅に居住し、賃料を支払っている16歳以上の低所得者であって、イギリスに居住している者である。

### f 受給要件

受給要件は、原則として<sup>21)</sup>受給者及びその配偶者等の合計資産が1万6千ポンド未満であることである。なお、配偶者等と同居している場合にはどちらか1人しか受給できない。

### g 給付内容

住宅給付の最大給付額は、受給者の年齢、家族構成等の個人状況や受給者及びその配偶者等の収入等の経済状況及び実際の賃料(ただし、光熱費・水道料金等を除く。)に応じて決定される。しかしながら、2008年4月7日からは、新しく地域住宅手当 (Local Housing Allowance)<sup>22)</sup>が導入され、民間の家主から不動産又は部屋を借りる人(同日以降の新規受給者及び同日以降に住所の変更や1週間以上の給付の中断があった既存受給者に限る。)の最大支給額は、実際の賃料にかかわらず、世帯人数・年齢等に応じて決定される固定額(地域住宅手当レート)<sup>23)</sup>となった。地域住宅手当の受給者は、実際の賃料が地域住宅手当の給付額よりも低い場合には、最大週15ポンドまで残額を保持すること

■ 20) 国家統計局ホームページ ([http://www.statistics.gov.uk/downloads/theme\\_compendia/AA2010/aa2010final.pdf](http://www.statistics.gov.uk/downloads/theme_compendia/AA2010/aa2010final.pdf)) 参照。

■ 21) 60歳以上で年金クレジット (Pension Credit) の最低保証控除 (guarantee credit) の対象者である者については、16,000ポンドを超えても受給可。  
(Directgovホームページ  
([http://www.direct.gov.uk/en/MoneyTaxAndBenefits/BenefitsTaxCreditsAndOtherSupport/On\\_a\\_low\\_income/DG\\_10018923](http://www.direct.gov.uk/en/MoneyTaxAndBenefits/BenefitsTaxCreditsAndOtherSupport/On_a_low_income/DG_10018923)) 参照。)

■ 22) 地域住宅手当は、住宅給付改革の一環として、2002年10月に政府により提案され、2003年からの9つの地域での試験導入を経て、2007年福祉制度改革法 (Welfare Reform Act 2007) により制度化、2008年4月7日より全国的に本格導入された。同手当の導入の目的は、公平性の促進、選択の幅の拡大、透明性の促進、個人責任の促進、貧困層の金融排除状況の是正 (financial inclusion)、行政効率の改善及び就労に対する障壁の減少にある。 ("Local Housing Allowance Guidance Manual-June 2010" (<http://www.dwp.gov.uk/docs/lha-guidance-manual.pdf>) p.12参照。) なお、従来の住宅給付は受給者本人又は家主のいずれに対しても支給することも可能であったが、地域住宅手当については原則として受給者本人に支給されることとなる。

ができる。

なお、住宅給付（地域住宅手当を含む。以下同じ。）の受給者の収入が適用額（applicable amount）<sup>24)</sup>より高い場合には、収入が適用額を1ポンド上回るごとに、給付額が最大支給額より65ペンスずつ減額される。すなわち、（収入－適用額）×0.65が賃料を超える場合、住宅給付を受給することはできない（計算上、給付額が0以下になるため）。受給者及びその配偶者等の合計資産が6千ポンドを超える場合には、原則として<sup>25)</sup>6千ポンドを超える250ポンドごとに、収入額として週1ポンドが加算される。なお、2009年11月より、児童給付（Child Benefit）による収入は、住宅給付の受給の可否を判断する際の収入額には算入されないこととなった。<sup>26)</sup> また、住宅給付の最小支給額は、週50ペンスである。

なお、25歳未満の者については、ベッド・シット（bed-sit）タイプの住居<sup>27)</sup>又はシェアハウスの1部屋分に相当する額（相部屋レート）しか受給できない。<sup>28)</sup>

住宅給付の給付期間は、給付の条件を満たす限り無制限である。なお、求職者給付等を26週間以上受給していた人又はその配偶者等が5週間以上のフルタイムの仕事に就く見込みができた場合等には、全ての給付が一度に止まってしまうことを防ぐために住宅給付の支給が4週間延長される仕組みがある（Extended payment of Housing Benefit）<sup>29)</sup>。

## h 給付実績等

住宅給付の受給者数は441万2,990人である（2009年5月、グレート・ブリテン及び海外（北アイルランド

を除く。))。

資料出所 国家統計局 “Annual Abstract of Statistics-2010 edition”<sup>30)</sup> 10.5 表

## i 今後の動きについて

2010年6月22日に発表された向こう5年間の支出計画（2010 Budget）<sup>31)</sup>では、2011年4月より、住宅給付受給者の再就職に対する意欲を向上させるとともに、福祉の恩恵を受けていない多数の低所得者との不均衡の是正を図るための複数の改革が実施されることとされた。

具体的には、

- 2011年4月より地域住宅手当の最高支給額について寝室数の上限を現行の5から4に減らすとともに、寝室の数に応じてそれぞれに上限額<sup>32)</sup>を設けること
- 2011年10月より地域住宅手当レート算出に当たっては地域の家賃相場の中央値ではなく30パーセントイル値を用いることとすること
- 2013年4月より求職者給付を12か月以上受給している人については住宅給付の支給額を10%削減すること

等が盛り込まれている。

## (4) 地方税給付（Council Tax Benefit）及び第2成人減免（Second Adult Rebate）

### a 制度の概要

地方税給付は、低所得者に対して、支払うべき地方税（Council Tax）<sup>33)</sup>に相当する額の給付を行う制度である。

■ 23) 地域住宅手当レート（Local Housing Allowance rate）は、寝室数に応じた当該地域の家賃相場の中央値であり、歳入・関税庁の一組織である査定局（Valuation Office Agency）の家賃査定官（Rent Officer）が毎月末に翌月の額を発表する。世帯の人数、子供の年齢等に応じて当該世帯の必要寝室数が決まるので、世帯の人数や子供の年齢等が同様の世帯構成の受給者であれば、地域住宅手当の最大支給額は同額になる。なお、2009年4月より、地域住宅手当には上限が設けられ、世帯人数が多い場合であっても、寝室が5つある住居の地域住宅手当レートが同手当の支給額の上限となった。

■ 24) 59ページ脚注17)参照のこと。

■ 25) 60歳を超える場合は1万ポンドを超える500ポンドごとに週1ポンド加算。

■ 26) Housing Benefit and Council Tax Benefit Circular HB/CTB A2/2010 (<http://www.dwp.gov.uk/docs/a2-2010.pdf>) 参照。

■ 27) バス、トイレが共同で、キッチン付きの個室は完全にプライバシーが保たれる住居。

■ 28) 2010年10月20日に発表された2010年歳出見直し（Spending Review 2010：2014年度までの省別歳出限度額や各年度管理歳出の詳細を設定している。）では、相部屋レートの適用者が25歳未満から35歳未満に引き上げられることとされた。

■ 29) Directgovホームページ

([http://www.direct.gov.uk/en/MoneyTaxAndBenefits/BenefitsTaxCreditsAndOtherSupport/On\\_a\\_low\\_income/DG\\_10018901](http://www.direct.gov.uk/en/MoneyTaxAndBenefits/BenefitsTaxCreditsAndOtherSupport/On_a_low_income/DG_10018901)) 参照。

■ 30) 国家統計局ホームページ ([http://www.statistics.gov.uk/downloads/theme\\_compendia/AA2010/aa2010final.pdf](http://www.statistics.gov.uk/downloads/theme_compendia/AA2010/aa2010final.pdf)) 参照。

■ 31) “Budget 2010” ([http://www.hm-treasury.gov.uk/d/junebudget\\_complete.pdf](http://www.hm-treasury.gov.uk/d/junebudget_complete.pdf)) p. 33、48参照。

■ 32) 上限額はそれぞれ寝室数に応じて寝室数1の住居については週250ポンド、寝室数2の住居については週290ポンド、寝室数3の住居については週340ポンド、寝室数4以上の住居については週400ポンドとされた。

第2成人減免は、地方税給付を代替する給付であり、地方税の支払い義務がなく、家賃を負担していない成人が同居している場合に対象となる。

地方税給付と第2成人減免のどちらについても受給資格がある場合には給付金額の多い方が給付される。

**b 根拠法令**

1992年社会保障に関する拠出及び給付法 (Social Security Contributions and Benefits Act 1992) 及び1992年社会保障管理法 (Social Security Administration Act 1992) である。

**c 管理運営主体**

各地方自治体が管理運営する。なお、申請については、求職者給付等の申請と併せて、ジョブセンター・プラスにおいて行うこともできる。この場合には、ジョブセンター・プラスから自治体に申請内容が回付される。

**d 財源**

国からの補助金で賄われている。

**e 制度の対象者**

地方税給付の対象者は、地方税を支払う義務のある18歳以上の低所得者であって、イギリスに居住している者である。

第2成人減免の対象者は、以下に該当する者と同居している者である。

- 配偶者等でないこと
- 18歳以上であること
- 家賃を支払っていないこと
- 地方税の納付義務がないこと

- 低収入であること

**f 受給要件**

受給要件は、地方税、第2成人減免ともに、原則として<sup>34)</sup>受給者及びその配偶者等の合計資産が1万6千ポンド未満であることである。

**g 給付内容**

地方税給付の給付額は、ほとんどの自治体では、支払うべき地方税の全額に相当する額が最高額となる。受給者の収入が適用額 (applicable amount)<sup>35)</sup>より高い場合には、収入が適用額を1ポンド上回るごとに、給付額が20ペンスずつ減額され、受給者及びその配偶者等の合計資産が6千ポンドを超える場合には、原則として<sup>36)</sup>6千ポンドを超える250ポンドごとに、収入額として週1ポンドが加算される。なお、2009年11月より、児童給付 (Child Benefit) による収入は、地方税給付の受給の可否を判断する際の収入額には算入されないこととなった。<sup>37)</sup>

所得補助<sup>38)</sup>、所得調査制求職者給付又は年金クレジット (Pension Credit) の保証クレジット (Guarantee Credit) の受給者<sup>39)</sup>である場合には自動的に地方税給付の満額が支給される。

第2成人減免では、下記の通り地方税が減額される。

〈表1-3-8〉地方税減額の事由及び減額の割合

地方税減額の事由	減額の割合
第2成人が所得補助、所得調査制求職者給付又は年金クレジットの受給者である場合	25%
第2成人の1週当たりの総収入が175ポンド未満である場合	15%
第2成人の1週当たりの総収入が175ポンド以上227.99ポンド以下である場合	7.5%

地方税給付の給付期間は、給付の条件を満たす限り

■ 33) 地方税は、個人の居住用資産に対し課せられる地方税であり、税の徴収は地方自治体が行う。税額の算出については、政府が定める資産評価帯に基づく税額比率があるものの、最終的な税額の決定は地方自治体に委ねられている。(財自治体国際化協会ロンドン事務所「英国の地方自治2009年9月改定版」参照。)

■ 34) 60歳以上又は年金クレジット (Pension Credit) の保証クレジット (guarantee credit) の対象者については、16,000ポンドを超えても受給可。(Directgovホームページ (http://www.direct.gov.uk/en/MoneyTaxAndBenefits/BenefitsTaxCreditsAndOtherSupport/On\_a\_low\_income/DG\_10018923) 参照。)

■ 35) 59ページ脚注17)参照のこと。

■ 36) 60歳を超える場合は1万ポンドを超える500ポンドごとに週1ポンド加算。

■ 37) Housing Benefit and Council Tax Benefit Circular HB/CTB A2/2010 (http://www.dwp.gov.uk/docs/a2-2010.pdf) 参照。

■ 38) 57ページ脚注7)参照のこと。

■ 39) 286ページ定例報告第3章イギリス2(2)bを参照のこと。

無制限である。なお、求職者給付等を26週間以上受給していた人又はその配偶者等が5週間以上のフルタイムの仕事に就く見込みができた場合等には、全ての給付が一度に止まってしまうことを防ぐために地方税給付の支給が4週間延長される仕組みがある (Extended payment of Council Tax Benefit)<sup>40)</sup>。

#### h 給付実績等

地方税給付の受給者数は544万60人である (2009年5月、グレート・ブリテン及び海外 (北アイルランドを除く。)、第2成人減免の受給者は含まれない)。

資料出所 国家統計局 "Annual Abstract of Statistics-2010 edition"<sup>41)</sup>  
10.5 表

### (5) 児童税額控除 (Child Tax Credit)

#### a 制度の概要

児童税額控除は、子供がいる低所得世帯を援助することにより子供の貧困を削減すること等を目的とした制度である。

#### b 根拠法令

2002年税額控除法 (Tax Credits Act 2002) 及び1992年社会保障管理法 (Social Security Administration Act 1992) である。

#### c 管理運営主体

歳入・関税庁 (HM Revenue and Customs) が所管する。

#### d 財源

政府の一般財源である。

#### e 制度の対象者

児童税額控除の対象者は、子供を扶養している16歳

以上の低所得者であって、イギリスに居住している者である。

#### f 受給要件

児童税額控除の受給要件は、以下に該当する子供又は若年者を1人以上養育していることであり、申請者が就労していることは要しない。

- (a) 16歳以下の子供 (16歳になって最初の9月1日になるまで)
- (b) 16歳以上20歳未満の若年者であって、フルタイムの教育や無給の職業訓練を受けている者
- (c) 16歳又は17歳の若年者であって以下に該当する者
  - 無職又は訓練を受けておらず、かつ地方自治体が発行する職業斡旋などのサービス (Careers Service) 又はコネクションズ・サービス (Connections Service)<sup>42)</sup> に登録していること。
  - 16歳又は17歳の若年者本人が所得補助<sup>43)</sup>、就労不能給付 (Incapacity Benefit)<sup>44)</sup> 又は税額控除の対象でないこと。
  - 週24時間以上のフルタイム就労をしていないこと。

#### g 給付内容

児童税額控除額の算定に当たっては、世帯要素、世帯要素児児加算、児童要素、障害児要素、重度障害児要素ごとに定められた控除額 (2010年4月現在の控除額については、下記表を参照のこと。) について該当するものの合計額が上限額となり、所得に応じて減額される。年間所得が所得基準値 (2010年4月現在、勤労税額控除<sup>45)</sup> も併せて適用する場合は6,420ポンド、児童税額控除のみの場合は16,190ポンドである。) を下回る場合や所得補助<sup>46)</sup>、所得調査制求職者給付又は年金クレジット<sup>47)</sup> の受給者は上限額が支給される。所得

■ 40) Directgovホームページ

([http://www.direct.gov.uk/en/MoneyTaxAndBenefits/BenefitsTaxCreditsAndOtherSupport/On\\_a\\_low\\_income/DG\\_10018679](http://www.direct.gov.uk/en/MoneyTaxAndBenefits/BenefitsTaxCreditsAndOtherSupport/On_a_low_income/DG_10018679)) 参照。

■ 41) 国家統計局ホームページ ([http://www.statistics.gov.uk/downloads/theme\\_compendia/AA2010/aa2010final.pdf](http://www.statistics.gov.uk/downloads/theme_compendia/AA2010/aa2010final.pdf)) 参照。

■ 42) コネクションズ・サービスの詳細については、厚生労働省大臣官房国際課 (2009) 「2008～2009年海外情勢報告」133ページ2(5)cを参照のこと。

■ 43) 57ページ脚注7) 参照のこと。

■ 44) 長期の疾病や傷害により就労が困難になった16歳以上年金受給年齢未満者に対して適用される給付制度。2008年10月27日以降に新たに申請する場合は雇用・支援給付 (Employment and Support Allowance) の対象となる。57ページ脚注7) も参照のこと。

■ 45) 65ページの4(3)参照のこと。

■ 46) 57ページ脚注7) 参照のこと。

■ 47) 57ページ脚注4) 参照のこと。

が所得基準値を上回る場合は超過額の39%相当額を上  
 限額から差し引いた金額が控除額となる。ただし、年  
 間所得が50,000ポンド未満の場合は世帯要素（乳児加  
 算含む。）の該当分については上限額が適用され、年間  
 所得が50,000ポンドを超えると15ポンド所得が増える  
 ごとに控除額が1ポンドずつ減額される。

なお、所得基準値及び各算定要素は毎年4月に改定  
 される。

〈表1-3-9〉 児童税額控除の算定要素及び控除額（2010年4月現在）

算定要素	控除額(ポンド/年)
世帯要素 (Family element)	545
世帯要素、乳児加算 (Family element, baby addition)	545
児童要素 (Child element)	2,300
障害児要素 (Disabled child element)	2,715
重度障害児要素 (Severely disabled child element)	1,095

また、児童税額控除とは別に収入等に関わりなく支  
 給される児童給付 (Child Benefit) が、2010年4月現在、  
 最年長の子については週20.30ポンド、それ以外の子に  
 ついては1人につき週13.40ポンド支給される。

h 給付実績等

不就労世帯の児童税額控除受給数は149万2千世帯  
 である（2010年4月）。

資料出所 歳入・関税庁 “Child and Working Tax Credit Statistics-April  
 2010”<sup>48)</sup> Table 1.1

4 失業者の就労促進に関わる助成制度等（職業  
 訓練にかかるとを除く）……………

(1) トライアル雇用 (Work Trials)<sup>49)</sup>

a 制度の概要

週当たり労働時間が16時間以上で雇用期間が13週間  
 以上であることが想定される職（グレート・ブリテン  
 内の職に限る。）において求職者給付等の失業関連給

付を受けながら働く機会を与える制度である。トライ  
 アル雇用の期間は6週間以内のうちの最大30労働日ま  
 でである。トライアル雇用期間中、事業主は賃金を支  
 払う必要はないが、トライアル雇用は採用前に労働者  
 の職に対する適正を見極めるためのものであることから、  
 対象となる職について現実に求人が出されている  
 ことが必要であり、また、対象者は事業主が採用を検  
 討している唯一の人であることが求められる。

b 制度の対象者

原則として25歳以上かつ求職者給付等の失業関連給  
 付を6月以上受給している者である。ただし、一人親  
 や障害者等については失業関連給付受給期間6月以上  
 の要件は適用されず、地域雇用パートナーシップ  
 (LEPs)<sup>50)</sup>に参加している企業におけるトライアル雇  
 用の場合は、18歳以上の者が対象となる。

c 管理運営主体

ジョブセンター・プラスが管理運営する。

d 失業者に対する支援

求職者給付等の失業関連給付のトライアル雇用中の  
 継続支給及び1日当たり10ポンドまでの交通費及び1  
 日当たり3ポンドまでの昼食費の支給。トライアル雇  
 用中の失業者はボランティアをしているとみなされる  
 ので、これらの支給額は、失業関連給付の額に影響を  
 与えない。

なお、トライアル雇用終了後、トライアル雇用先の  
 事業主から雇用の申し込みがなされなかった場合に  
 は、ジョブセンター・プラスは事業主に対しトライア  
 ル雇用参加者の就労実態のフィードバックについて書  
 面での提出を求めることができ、パーソナル・アドバ  
 イザーはその結果をその後の職探しに活用する。

■ 48) 歳入・関税庁ホームページ (<http://www.hmrc.gov.uk/stats/personal-tax-credits/cwtc-apr2010.pdf>) 参照。

■ 49) ビジネスリンクホームページ

(<http://www.businesslink.gov.uk/bdotg/action/detail?type=RESOURCES&itemId=1084072923>、<http://www.businesslink.gov.uk/bdotg/action/detail?type=RESOURCES&itemId=1081674661>)、  
 技能助成局 (Skills Funding Agency) ホームページ ([http://readingroom.lsc.gov.uk/lsc/SouthEast/work\\_trial\\_brandon\\_walder\\_jobcentre\\_plus.ppt](http://readingroom.lsc.gov.uk/lsc/SouthEast/work_trial_brandon_walder_jobcentre_plus.ppt))、  
 Leicestershire County Council ホームページ ([www.leics.gov.uk/moving\\_into\\_work.pdf](http://www.leics.gov.uk/moving_into_work.pdf)) 等参照。

■ 50) 地域雇用パートナーシップの詳細については、厚生労働省大臣官房国際課 (2009) 「2008～2009年海外情勢報告」133ページ2(4)を参照のこと。

**e 企業に対する支援**

採用予定者が仕事の内容や社風等に合うかどうかについて見極めるにあたり、最大で6週間の期間、賃金の支払いを免除する。<sup>51)</sup>

**f 対象者数**

求職者給付受給者のうち、2009年4月から3月にトライアル雇用を終了した者の数は、11,239人である。  
資料出所 2009年10月26日付け庶民院 (House of Commons) 書面回答<sup>52)</sup>

**(2) 就職補助金 (Job Grant)<sup>53)</sup>****a 制度の概要**

就職によりそれまで受給していた求職者給付等の失業関連給付の支給が停止される人を対象として免税の一時金が支給される制度である。対象者が、就職したことを就職から21日以内にジョブセンター・プラスに知らせることにより、これまでの失業関連給付の受給手段と同様の手段により自動的に支給される。なお、就職補助金の対象者は、住宅給付及び地方税給付の支給が4週間延長される制度 (詳細はそれぞれ、前述60ページ3(3)g及び62ページ3(4)gを参照のこと。)の対象となる。

**b 制度の対象者**

週16時間以上かつ契約期間が5週間以上にわたることが期待される仕事に就いた人が対象である。就職に先立つ26週間にわたり、求職者給付等の失業関連給付を受給していたこと及び当該対象26週間に求職者給付等の失業関連給付を受給していたことを理由として既に就職補助金を受給していないことが求められる。また、配偶者等が週24時間以上の仕事に就いたことにより求職者給付等の失業関連給付の支給が停止された者も受給できる。

**c 管理運営主体**

ジョブセンター・プラスが管理運営する。

**d 失業者に対する支援**

一時金として100ポンド (子供がいる場合は250ポンド) 支給される。

**e 企業に対する支援**

特になし。

**(3) 勤労税額控除 (Working Tax Credit)****a 制度の概要**

勤労税額控除は、就労している低所得者・世帯を対象として、家族の構成や就労時間等により算出される最大控除額から所得に応じて減額される控除額を差し引いた額が給付される制度である。

**b 根拠法令**

2002年税額控除法 (Tax Credits Act 2002) 及び1992年社会保障管理法 (Social Security Administration Act 1992) である。

**c 制度の対象者**

勤労税額控除の対象者は、16歳以上 (子供や障害者のいない世帯の場合は25歳以上) であり、かつ、週30時間以上就労している者 (子供がいる場合、障害がある場合、本人又はパートナーが50歳以上で求職者給付等の失業関連給付申請後に就労した場合には週16時間以上で可) であって、イギリスに居住している者である。

**d 管理運営主体**

歳入・関税庁が管理運営する。

■ 51) "The National Minimum Wage Regulations 1999" § 12 (2008年7月17日の改正後) により政府により手配されたトライアル雇用中の労働者は6週を超えない範囲で最低賃金の適用除外となっている。

■ 52) 議会ホームページ  
(<http://services.parliament.uk/hansard/Commons/ByDate/20091026/writtenanswers/part021.html>) 参照

■ 53) DirectGovホームページ  
([http://www.direct.gov.uk/en/MoneyTaxAndBenefits/BenefitsTaxCreditsAndOtherSupport/Employedorlookingforwork/DG\\_10018789](http://www.direct.gov.uk/en/MoneyTaxAndBenefits/BenefitsTaxCreditsAndOtherSupport/Employedorlookingforwork/DG_10018789))、労働・年金省ホームページ (<http://www.dwp.gov.uk/docs/plp-section11.pdf>) 等参照。

## e 財源

政府の一般財源である。

## f 労働者に対する支援

勤労税額控除の算定に当たっては、基礎要素、カップル/ひとり親要素、30時間以上(就労)要素、障害のある就労者要素、重度障害要素、50歳以上復職要素(16-29時間、30時間以上)及び子供扶養要素ごとに定められた控除額(2010年4月現在の控除額については、下記表を参照のこと。)について該当するものの合計額が上限額となり、所得に応じて減額される。所得が所得基準値(2010年4月現在、6,420ポンドである。)を下回る場合や所得補助<sup>54)</sup>、所得調査制求職者給付又は年金クレジット<sup>55)</sup>の受給者は上限額が支給される。所得が所得基準値を上回る場合は超過額の39%相当額を上限額から差し引いた金額が控除額となる。なお、所得基準値及び各算定要素は毎年4月に改定される。

〈表1-3-10〉 勤労税額控除の算定要素及び控除額(2010年4月現在)

算定要素	控除額
基礎要素 (Basic element)	£1,920/年
カップル/ひとり親要素 (Couple and lone parent element)	£1,890/年
30時間以上就労要素 (30 hour element)	£790/年
障害のある就労者要素 (Disabled worker element)	£2,570/年
重度障害要素 (Severely disability element)	£1,095/年
50歳以上復職要素(16-29時間) (50+Return to work payment (16-29 hours))	£1,320/年
50歳以上復職要素(30時間以上) (50+Return to work payment (30+hours))	£1,965/年
子供扶養要素(子が1人の場合) (Maximum eligible cost for one child)	£175/週
子供扶養要素(子が2人以上の場合) (Maximum eligible cost for two or more children)	£300/週

## g 企業に対する支援

特になし。

## h 給付実績(及び対象者数)

勤労税額控除受給数は245万8千世帯である(2010

年4月)。

資料出所 歳入・関税庁 "Child and Working Tax Credit Statistics-April 2010"<sup>56)</sup> Table 1.1

## (4) 採用補助金(Recruitment Subsidy)

## a 制度の概要

求職者給付を6か月以上受給している者を、雇用期間が26週以上であることが想定される、労働時間が週16時間以上の職に採用した際に、当該事業主に対し、1000ポンドが支給される制度である。2008年秋に起こった金融危機を受け、事業主に対し、長期失業者を採用するインセンティブを付与するとともに、採用にかかるコストや長期失業者を採用することによる潜在的なリスクを相殺するため、2009年4月に導入された。当初2011年3月までの時限措置とされていたが、新連立政権の下、2010年6月30日の採用者をもって終了することとなった(申請期限は同年7月30日まで)。

## b 制度の対象者

求職者給付を6か月以上受給している者を雇用した事業主が対象である。

## c 管理運営主体

ジョブセンター・プラスが管理運営する。

## d 失業者に対する支援

特になし。

## e 企業に対する支援

1000ポンドの補助金が支給される。(支給は2回に分けて行われ、1回目は採用時に500ポンドが支給され、残りの500ポンドについては対象労働者が採用後26週間を経ても求職者給付の再申請をしなかった場合に支給される。)

■ 54) 57ページ脚注7)参照のこと。

■ 55) 57ページ脚注4)参照のこと。

■ 56) 歳入・関税庁ホームページ (<http://www.hmrc.gov.uk/stats/personal-tax-credits/cwtc-apr2010.pdf>) 参照。

## (5) 未来の仕事基金 (Future Jobs Fund)<sup>57)</sup> による助成金

### a 制度の概要

1年近く失業状態にある18歳から24歳までの若年者を主な対象として、地方自治体や第三セクター等からの提案を入札にかけ、最低賃金以上の給与、週25時間以上、かつ6か月以上継続する新たな職を提供した場合に、未来の仕事基金を通じて1つの職につき最大6500ポンドの助成金が支給される制度である。2010年1月より、6か月以上失業状態にある18歳から24歳までの若年者に対し、6か月以上の職の提供、仕事に焦点を当てた職業訓練、有償の職業経験のいずれかを提供することを保証することとした「若年者の保証 (Young Person's Guarantee)」<sup>58)</sup>における提供メニューの1つである。

前労働党政権は、未来の仕事基金を通じて15万人分<sup>59)</sup>の新たな雇用を創出することを目指し、2009年10月から2011年3月までの時限措置として10億ポンドの同基金を導入、2010年3月予算によりさらに2012年3月まで延長することを決定していたが、新連立政権は、2012年3月までの延長措置を中止、未来の仕事基金は2011年3月をもって終了することとなった。なお、新規入札については2010年5月24日をもって停止された。<sup>60)</sup>

### b 制度の対象者

1年近く失業状態にある18～24歳の若年者等に対し、一定の要件を満たした職を提供した地方自治体や第三セクター等である。

### c 管理運営主体

コミュニティ・地方自治省との協力の下、労働・年

金省が基金の運営を行っている。

### d 財源

10億ポンドの未来の仕事基金が財源である。

### e 失業者に対する支援

1年近く失業状態にある18～24歳の若年者等に対し、週25時間以上、かつ6か月以上継続する職が提供される。

### f 企業に対する支援

1つの職につき、最大6500ポンドの助成金が支給される。

### g 給付実績 (及び対象者数)

2009年10月から2010年5月までの間に、40,720人が未来の仕事基金を通じて就職した。

資料出所 “Young Person's Guarantee Official Statistics” (労働・年金省、ビジネス・イノベーション・技能省等、2010年8月11日発表)<sup>61)</sup>

## 5 失業者を対象とした職業訓練制度の概要 ……

### (1) 技能助成局 (Skills Funding Agency) による助成等

#### a 制度の概要

技能助成局 (Skills Funding Agency) は、イングランドにおける19歳以上の成人を対象として行われる教育・訓練に対して助成及び監督を行う外局 (agency) である。<sup>62)</sup> 技能助成局は成人を対象として行われる追加的教育や訓練に関するワンストップ・サービスを提供する目的としてネクスト・ステップ (Next Step)<sup>63)</sup> の提供を2010年8月1日から開始した。ネクスト・ステップは原則として19歳以上の教育・訓練を必要とす

■ 57) 「未来の仕事基金」の詳細については “Guide to the Future Jobs Fund” (<http://www.dwp.gov.uk/campaigns/futurejobsfund/pdf/fjf-guide.pdf>) を参照のこと。

■ 58) 「若年者の保証」の詳細については、163ページ定例報告第2章イギリス2(3)を参照のこと。

■ 59) 15万人分のうち、少なくとも10万人分については若年者を、5万人分については特に失業者が多い地域 (unemployment hotspots) を対象とするとともに、概ね1万人分についてはグリーン・ジョブの分野において創設されることとされていた。

■ 60) “Welfare to work programmes: an overview”

(<http://www.parliament.uk/briefingpapers/commons/lib/research/briefings/snep-05627.pdf>) の3.3参照。

■ 61) 労働・年金省ホームページ

([http://ampaigns.dwp.gov.uk/asd/asd1/jsa/ypg/YPG\\_Statistical\\_Release\\_August\\_2010.pdf](http://ampaigns.dwp.gov.uk/asd/asd1/jsa/ypg/YPG_Statistical_Release_August_2010.pdf)) を参照。

■ 62) 技能助成局の詳細については、166ページ定例報告第2章イギリス2(6)aを参照のこと。

■ 63) 構想段階では “Adult Advancement and Careers Service” という名称であった。

る人に対し、ネット・電話・窓口にて情報提供やキャリア形成に関する助言などを行っている。また、ネクスト・ステップに登録することで各個人は自分がどのような技能を所持し、各自に応じたこれから受けるべき訓練の選択や支援制度の収集などができるようになる。<sup>64)</sup> なお、ネクスト・ステップへの登録は18歳以上であれば可能である。

## b 根拠法令

2009年養成訓練、技能、子供及び学習法 (Apprenticeships, Skills, Children and Learning Act 2009)<sup>65)</sup>

## c 制度の対象者

ネクスト・ステップの対象者は原則として19歳以上(ジョブセンター・プラスの利用者は18歳以上)の教育・訓練を必要とする人であってイングランドに居住する者である。

## d 管理運営主体

ビジネス・イノベーション・技能省が管理運営する。

## e 財源

ビジネス・イノベーション・技能省の一般財源である。

## f 技能助成局が実施する主な支援制度の概要

### (a) 養成訓練制度 (Apprenticeship)

#### ① 制度の概要

養成訓練制度は、事業主のニーズに沿うように設計された職場実習型訓練であり、訓練参加者は国家認定資格を得ることができる。<sup>66)</sup> イングランドでは、技能助成局が運営する全国養成訓練制度サービス

(National Apprenticeship Service) から事業主に対し、訓練費用が補助される。

#### ② 制度の対象者

養成訓練の対象者は、NVQレベル2以上の職業資格を取得しようとするために職場実習型訓練を受けようとする者である。新規採用者のみならず、既に雇用されている従業員も訓練生になることが可能である。これらの者に対し、訓練を行った事業主には訓練費用が補助される。

#### ③ 失業者に対する支援

NVQレベル2又は3の職業資格を取得するための職業訓練を受けることができるほか、職種により更なる資格を取得するための職業訓練を受けることができる。また時給2.50ポンド以上の賃金を受け取ることができる<sup>67)</sup>。

#### ④ 企業に対する支援

訓練費用について全国養成訓練制度サービスから補助を受けることができる。補助率は養成訓練生が16～18歳の場合100%、19～24歳の場合50%で、25歳以上の場合は態様に応じて異なり、訓練機関に直接費用が支払われる。

### (b) 雇用につながる技能習得プログラム

#### (Employability Skills Programme)

#### ① 制度の概要

就業に必要とされる基礎的な技能を取得させることを目的として、基礎的な技能がないジョブセンター・プラスの利用者に対しフルタイム又はパートタイムの訓練を提供するものである。

■ 64) なお、これは以前、技能アカウント (Skills Account) と呼ばれていたものである。技能アカウントとは、大学に進学しない18歳以上のすべての若者・成人を対象に、それぞれ口座番号と訓練アカウントが記録されたカードを付与、政府の認定する訓練プロバイダーによる受講費用をバウチャーにより補助する制度で、個々の受講者のニーズや選択に合わせた費用補助と受講記録管理の方策として、レイチ委員会最終報告書 (2006年発表) において提言され、2010年からの導入が予定されていた。

■ 65) 2009年養成訓練、技能、子供及び学習法 (Apprenticeships, Skills, Children and Learning Act 2009) に技能助成局 (Skills Funding Agency) に関する直接の規定はないが、技能助成局は、同法に基づき設置された技能助成最高執行官 (Chief Executive of Skills Funding) を支える組織としてビジネス・イノベーション・技能省に設置され、同法第4部 (Part 4) に規定された技能助成最高執行官の権限及び義務を履行する組織として運営されている。("Apprenticeships, Skills, Children and Learning Act 2009-Explanatory Notes" (<http://www.legislation.gov.uk/ukpga/2009/22/notes/contents>) Part 4 パラ233から236参照のこと。)

■ 66) 養成訓練制度の詳細については、168ページ定例報告第2章イギリス2(6)dを参照のこと。

■ 67) 養成訓練生に対する最低賃金に関しては、172ページ定例報告第2章イギリス3(2)を参照のこと。

## ② 制度の対象者

18歳以上のジョブセンター・プラスの利用者で、基礎的な技能の取得を必要とする人が対象である。

## ③ 失業者に対する支援

基礎的な英語の読み書き、基本的計算能力の習得、就業能力（時間を守ること、職場でのコミュニケーション力、信頼されること等）の習得に向けた訓練を受けることができる。なお、16時間以上の訓練に参加する者は、訓練手当 (Training Allowance)<sup>68)</sup> (下記(2)に記載の訓練奨励金 (Training Premium) やジョブセンター・プラスにより支給される交通費・子供の保育費を含む。) を受給することができる。

## ④ 企業に対する支援

特になし。

## (c) 解雇に対する対応

## (Response to Redundancy)

## ① 制度の概要

解雇されたか、今後解雇になる見込みの人に対して、短期（通常2～8週間）の訓練を行い、就業に結びつけることを目的とした訓練プログラムである。フルタイムかパートタイムかは、求職者給付の受給要件等を勘案して決定される。なお、技能認定の取得を目指したプログラムではない。

## ② 制度の対象者

18歳以上で、解雇予告を受けているか、解雇に関する協議を受けているか、既に解雇された人、又は失業期間がより長くなっている人で、この訓練を受けることで就業に向けての準備が整うと思われる人が対象である。

## ③ 失業者に対する支援

今の職を維持する、又は新しい職に就くために必要な技能を身につけることができる。

## ④ 企業に対する支援

特になし。

## (d) 6か月以上失業状態にある人を対象としたトレイン・トゥ・ゲイン (Train to Gain)

## ① 制度の概要

トレイン・トゥ・ゲインは、事業主が従業員を対象として主にNVQレベル2及び3の取得のための職業訓練を行った場合の訓練費用について助成する制度であるが、6か月以上失業状態にある人もその対象とされている。フルタイムかパートタイムかは、求職者給付の受給要件等を勘案して決定される。

## ② 制度の対象者

訓練の対象者は6か月以上失業状態にある又は早期支援の対象となった19歳以上の失業者であり、これらの者に対し訓練を行った事業主は訓練費用の助成を受けることができる。

## ③ 失業者に対する支援

NVQレベル2又は3の職業資格を取得するための職業訓練を受けることができる。

## ④ 企業に対する支援

訓練費用に対する最大1500ポンドの助成及び職業教育訓練プログラム作成や実施方法に関する助言を受けることができる。なお、2009年4月より地域雇用パートナーシップ (LEPs)<sup>69)</sup>との協力の下で訓練を行った場合、新規採用者1人につき1000ポンドが支給されていたが (採用補助金 (Recruitment Subsidy))<sup>70)</sup>、同助成については、2010年6月30日をもって終了した。

■ 68) 求職者給付受給者が週16時間以上の訓練等を受けた場合に求職者給付に替わり支給される同給付と同額の手当である。56ページ3(1)a及び58ページ3(2)aを参照のこと。

■ 69) 地域雇用パートナーシップの詳細については、厚生労働省大臣官房国際課 (2009) 「2008～2009年海外情勢報告」133ページ定例報告第2章イギリス2(4)を参照のこと。

■ 70) 66ページ4(4)参照のこと。

**(e) 成人のための学習する権利****(Adult Entitlement to Learning)<sup>71)</sup>****① 制度の概要**

有資格の成人に対し特定の資格取得に向けた無料の訓練が提供される制度である。対象となる資格は基礎的な英語の読み書き、基本的計算能力の習得、全国資格枠組み (NVQ) レベル 2、資格単位枠組み (QCF) レベル 3 の資格である<sup>72)</sup>。

**② 制度の対象者**

19歳以上の人が対象である。ただし、資格単位枠組み (QCF) レベル 3 の資格に関しては、受講開始時に25歳未満であること及び資格単位枠組み (QCF) レベル 3 の資格又は 3 つ以上の教育一般証明試験 (General Certificate of Education : GCE) の上級 (A-Level) 資格<sup>73)</sup> を所持していないことが求められる。

**③ 失業者に対する支援**

費用の負担を行うことなく、基礎的な英語の読み書き、基本的計算能力の習得、全国資格枠組み (NVQ) レベル 2、資格単位枠組み (QCF) レベル 3 の資格を得ることができる。

**④ 企業に対する支援**

特になし。

**(2) 訓練奨励金 (Training Premium)<sup>74)</sup>****a 制度の概要**

6 か月以上求職者給付を受給している人がジョブセンター・プラスにより提供される 1 年以内の無料のフ

ルタイムの教育・職業訓練 (18~24歳の若年者については750ポンドが上限) 受講する際に、訓練手当 (Training Allowance)<sup>75)</sup> に加えて上乗せ支給される制度である。訓練の受講を奨励する目的で支給される。

**b 制度の対象者**

求職者給付を 6 か月以上受給した人であって、ジョブセンター・プラスにより提供される 1 年以内の無料のフルタイムの教育・職業訓練を受講している者が対象である。

**c 管理運営主体**

ジョブセンター・プラスが管理運営する。

**d 失業者に対する支援**

1 年以内の無料のフルタイムの教育・職業訓練 (18~24歳の若年者については750ポンドが上限) 及び訓練手当に上乗せで支給される奨励金を受けることができる。

**e 企業に対する支援**

特になし。

**(3) 成人学習補助金 (Adult Learning Grant)<sup>76)</sup>****a 制度の概要**

NVQ レベル 2 又は 3 取得のためのフルタイムの教育訓練を受けている19歳以上の低所得・低技能者を対象に最大週30ポンドまで助成される制度である。

■ 71) 詳細については、技能助成局ホームページ

(<http://skillsfundingagency.bis.gov.uk/training/Adult+Entitlement+to+Learning.htm#guaranteecourse>) を参照のこと。

■ 72) レベル 2 の資格の対象は職業関連の資格に限られるが、レベル 3 の資格の対象は職業関連の資格に限られない。

■ 73) 教育一般証明試験 (General Certificate of Education:GCE) の上級 (A-Level) 資格とは、大学入学のために必要となる国家統一試験で、記述式筆記試験が中心である。大学入学には一般的にGCE-Aレベル試験 2~3 科目の合格等を求める大学が多い。GCE-Aレベル試験の問題は、一般に各学問分野に沿ったかなり専門化された内容であり、日本の大学の一般教養レベルである。

■ 74) 詳細については、DirectGovホームページ

([http://www.direct.gov.uk/en/MoneyTaxAndBenefits/BenefitsTaxCreditsAndOtherSupport/Employedorlookingforwork/DG\\_10013908](http://www.direct.gov.uk/en/MoneyTaxAndBenefits/BenefitsTaxCreditsAndOtherSupport/Employedorlookingforwork/DG_10013908)) を参照のこと。

■ 75) 求職者給付受給者が週16時間以上の訓練等を受けた場合に失業関連給付に替わり支給される同給付と同額の手当である。56ページ 3 (1) a 及び58ページ 3 (2) a を参照のこと。

■ 76) 詳細については、DirectGovホームページ

(<http://www.direct.gov.uk/en/EducationAndLearning/AdultLearning/FinancialHelpForAdultLearners/Adultlearninggrant/index.htm>) を参照のこと。

**b 制度の対象者**

NVQレベル2又は3取得のためのフルタイムの教育訓練を受けている19歳以上の低所得・低技能者が対象である。求職者給付等を受給していないことが必要である。収入が単身世帯で年19,513ポンド、カップル世帯で年30,810ポンドを超えた場合には助成されない。<sup>77)</sup>

**c 管理運営主体**

若者学習支援局 (Young People's Learning Agency) が管理運営する。

**d 失業者に対する支援**

NVQレベル2又は3取得のためのフルタイムの教育訓練の提供に加え、訓練期間中は収入に応じ、最大週30ポンドまでの助成が受けられる。<sup>78)</sup>

**e 企業に対する支援**

特になし。

**(4) 就労に向けた職業訓練・教育のための無料の育児支援制度 (Free Childcare for Training and Learning for Work Scheme)<sup>79)</sup>****a 制度の概要**

両親のうち1人が働いており、もう1人が訓練等を受けようとしている低収入世帯に対し、子供のための費用として1人あたり週175ポンド(ロンドン在住の場合は215ポンド)支給する制度である。ただし、新連立政権の下、2010年8月31日をもって新規申請の受付が停止された。

**b 制度の対象者**

14歳以下の子供(障害がある場合は18歳以下)がおり、かつ両親のうち1人が働いていて、もう1人が訓

練等を受けようとしている年間所得2万ポンド以下の低収入世帯が対象である。なお、訓練等を受ける対象者は20歳以上であることが必要である。

**c 管理運営主体**

若者学習支援局 (Young People's Learning Agency) が管理運営する。

**d 失業者に対する支援**

子供1人あたり週175ポンド(ロンドン在住の場合は215ポンド)の助成を受けることができる。

**e 企業に対する支援**

特になし。

**(5) 専門性・キャリア開発ローン (Professional and Career Development Loans)<sup>80)</sup>****a 制度の概要**

18歳以上の者が仕事に直結する又はエンプロイアビリティの向上につながる教育を受けるために民間金融機関から資金を借り入れた場合に教育を受けている期間及びその後1か月間の利息の支払いを若者学習支援局 (Young People's Learning Agency) が肩代わりする制度である。

**b 制度の対象者**

18歳以上の者であって、仕事に直結する又はエンプロイアビリティの向上につながる教育を受けるために民間金融機関から資金を借り入れた者が対象である。

**c 管理運営主体**

若者学習支援局が管理運営する。

■ 77) 成人学習補助金の受給要件の詳細については、若者学習支援局 (Young People's Learning Agency) ホームページ (<http://alg.ypla.gov.uk/eligibility/>) を参照のこと。

■ 78) 助成額の詳細については、DirectGovホームページ ([http://www.direct.gov.uk/en/EducationAndLearning/AdultLearning/FinancialHelpForAdultLearners/Adultlearninggrant/DG\\_068348](http://www.direct.gov.uk/en/EducationAndLearning/AdultLearning/FinancialHelpForAdultLearners/Adultlearninggrant/DG_068348)) を参照のこと。

■ 79) 詳細については、DirectGovホームページ ([http://www.direct.gov.uk/en/EducationAndLearning/AdultLearning/FinancialHelpForAdultLearners/DG\\_172003](http://www.direct.gov.uk/en/EducationAndLearning/AdultLearning/FinancialHelpForAdultLearners/DG_172003)) を参照のこと。

■ 80) 詳細については、DirectGovホームページ ([http://www.direct.gov.uk/en/EducationAndLearning/AdultLearning/FinancialHelpForAdultLearners/CareerDevelopmentLoans/DG\\_10033240](http://www.direct.gov.uk/en/EducationAndLearning/AdultLearning/FinancialHelpForAdultLearners/CareerDevelopmentLoans/DG_10033240)) を参照のこと。

#### d 失業者に対する支援

300ポンドから1万ポンドまでの資金を参加民間金融機関から借り入れた場合、若者学習支援局により、教育を受けている期間及びその後1か月間の利息の支払いを肩代わりしてもらうことができる。

#### e 企業に対する支援

特になし。

#### 参考文献

- 労働・年金省ホームページ (<http://www.dwp.gov.uk>)
- 歳入・関税庁ホームページ (<http://www.hmrc.gov.uk>)
- Directgovホームページ (<http://www.direct.gov.uk>)
- 国民保健サービスホームページ (<http://www.nhs.uk>)
- JILPT「ドイツ・フランス・イギリスの失業扶助制度に関する調査」(2010年5月)
- 勸自治体国際化協会ロンドン事務所「英国の地方自治2009年9月改定版」
- 榎野村総合研究所「諸外国における低所得者に対する所得保障の在り方等に関する調査」報告書(2008年3月)
- 厚生労働省社会・援護局保護課「我が国の生活保護制度の諸問題にかかる主要各国の公的扶助制度の比較に関する調査報告書」(2004年3月)
- 厚生労働省社会・援護局保護課「主要各国における公的扶助制度の比較検証に関する調査報告書」(2003年3月)
- 榎みずほ総合研究所「英国とオランダの雇用セーフティネット改革～日本の「求職者支援制度」創設に向けた示唆～」(2010年10月)